指定介護予防訪問入浴介護
セイブケア　介護予防訪問入浴介護事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社西部管材が開設する セイブケア　訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という）が実施する指定介護予防訪問入浴介護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、看護職員又は介護職員が、要支援状態等にある高齢者に対し、適切な指定介護予防訪問入浴を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定介護予防訪問入浴介護事業者の行う事業の方針は次にあげるところによるものとする。

（１）　事業所の看護職員又は介護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の浴槽を提供し居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ることを旨として行う。

（２）　事業は、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して予防に努めることで、緊急事態に対しても備える。

（３）　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（４）　事業の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に行う。

（５）　事業の運営にあたっては、自らその提供する事業の質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１．名称　　セイブケア

２．所在地　　東京都西多摩郡瑞穂町高根９８

３．ＴＥＬ　　０４２―８４７－３２００

（職員の職種、職員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種・員数・及び職務内容は、次のとおりとする。

１．管理者　　１名　（常勤兼務　１名）

①　管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、当該事業所の従事者にこの章の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。また、当該事業の提供において必要となる資格を有しており、管理業務に支障がない場合は、自らも事業の提供にあたることができる。

②　管理者は、従業員の相談に対応とするものとする。

２．看護職員　正看護師　１名　　（常勤　１名）

看護職員はバイタルチェックをもとに指定介護予防訪問入浴介護の提供における最終決定を行うとともに、入浴介助等を行う。

３．介護職員　３名（常勤兼務　１名、常勤　１名、非常勤　１名）

・介護職員の内、１名をサービス提供の責任者とし、現場の全てを管理するものとする。

・指定介護予防訪問入浴介護における入浴介助及び準備を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

１．営業日　　月曜日から金曜日までとする。

ただし､祝日･夏季休暇３日間･12 月 30 日から１月３日までを除く。

２．営業時間　午前９時 00 分から午後 18 時 00 分までとする。

※電話等により、24 時間常時連絡及び確認が可能な体制とする。

（指定介護予防訪問入浴介護の提供方法及び内容）

第６条　指定介護予防訪問入浴介護の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

（１）　事業所は、事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対しここに規定する運営規程の概要、看護職員及び介護職員等の勤務体制その他の利用申込者の重要事項を記した文書を交付して説明を行ない、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。

（２）　事業所は、事業の開始事前に訪問し、入浴実施手順、医師の入浴可否意見書の確認、バイタルサインチェック、利用者のＡＤＬ心身状況聴取・観察、家族・介護者への聴取、作業に関する状況確認、又は利用者の要望を勘案し、当該サービス提供の開始前までに調査を行う。

（３） 前項の調査に基づいて、介護予防訪問入浴介護計画を作成する。なお、当該介護予防訪問入浴介護計画において、既に作成されている介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴を提供する。

（４） 前項の介護予防訪問入浴介護計画の作成に当たっては、利用者又はその家族にその内容を説明し、利用者の同意を得る。

（５） 介護予防訪問入浴介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問入浴介護計画を利用者に交付する。

（６） 事業所は、入浴実施日を利用者の希望日時に合わせて予定を組むこととする。但し、変更は実施日の前日までとする。

（７） 事業の提供は、１回の訪問につき、看護職員１名及び介護職員１～３名をもって行うものとし、これらのうち１名を当該サービスの責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医者の意見を確認したうえで、看護職員に代えて介護職員をあてることとする。

（８） 看護職員・介護職員は、入浴の準備・入浴前の心身状態の確認・脱衣・入浴・着衣・入浴後の利用者の心身状況を確認し、細心の注意を払い行なう。

（９） 入浴実施記録簿・実施報告書に記入捺印を行ない、利用者に次回訪問予定日時・変更等の確認を行う。

(10) 事業所は、事業の提供にあたっては、入浴介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(11) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対して、適切な相談及び助言を行う。

(12) 事業所は事業の提供に当たっては、利用者に係る指定介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努める。

(13) 介護予防サービス計画・サービス担当者会議等の記録、その他の事業の提供に関する記録については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管するものとする。

(14) 事業所は当該事業を受けている利用者が正当な理由なしに事業利用に関する指示に従わず要支援状態の程度を増進させたと認めら得る場合や不正な行為によって介護予防給付を受け、又は受けようとしている等を知り得た場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

（衛生管理等）

第７条　事業の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の使用に際して安全及び清潔・健康状態の保持に留意して管理し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用する。

消毒方法は次のとおりとする。

１．手指の消毒　　指先から手首まで薬液に浸漬させ、３０秒以上もみ洗いする。

２．器具類の消毒　　１㎡あたり３０ｍｌの消毒液を 1～2 時間おきに 3 回以上噴射する。

３．ネット等の消毒　十分浸漬できるだけの容器に溶液を満たし、容器に蓋し、消毒剤が蒸発しないように注意しながら浸漬する。

（指定介護予防訪問入浴介護の利用料等）

第８条　指定介護予防訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、当該介護予防訪問入浴介護が法定代理受領サービスである時は、その 1 割の額とする。

２　第 10 条の通常の事業実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

当事業所の通常のサービス実施地域を越えた場合

１キロメートルごとに片道　　12 円

３　急なキャンセルの場合は、下記の料金を徴収する。

入浴の当日、体調不良で入浴を中止する場合　　無料

入浴の当日、職員が訪問したが不在だった場合　　598 円

４　前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して、事前に文書に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

５　電気と水を利用者のお宅から借りてサービスの提供を行う為、下記の量の電気と水を使用する。

（ⅰ）電気（排水ポンプ使用の為）　0.5～0.6 キロワット/ｈ

（ⅱ）水（給湯用の水の補給の為）　350～400 リットル

（苦情及び事故発生時に対する対応方針）

第９条　事業所は自らが提供した事業等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。その為にも、苦情を受け付けるための担当者を設置し、かつ、その他にも必要な対応をする。なお、苦情を受け付けた場合には、内容等を記録する。

２　事業所は、自ら提供した事業に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。なお、市町村からの求めがあった場合には、その改善の内容を市町村に報告する。

３　事業所は、自ら提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

４　事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

５　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族及び、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な対応をする。

６　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し保管する。

７　事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

東京都　：　西多摩郡瑞穂町・日の出町・奥多摩町・東村山市・
東大和市・武蔵村山市・昭島市・立川市・福生市・
羽村市・青梅市・あきる野市

埼玉県　：　入間市・狭山市・所沢市・飯能市

（サービスの利用に当たっての留意点）

第１１条　利用者はサービスを受けるにあたり、次の点に留意することとする。

（１）体調不良、入院等で入浴が困難な場合、または、医師からの指示がある場合は早めに事業所へ連絡を入れる。

（２）満腹空腹時の入浴は不適切な為、食事は入浴の１時間前に済ませておく。

（３）普段使用している入浴用品等の使用希望があれば、入浴前に用意しておく。

（４）入浴後、布団に入った後は体調によって布団を減らすなどの温度調整を心がける。

（５）訪問予定時は、交通事情により、多少ずれることもある事を理解しておく。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　看護職員及び介護職員は、利用者に対する事業の提供を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する等、必要な措置を講じるものとする。また、場合によっては、協力医療機関に連絡をとる。

（その他運営についての留意事項）

第１３条　事業所は看護職員及び介護職員に身分を証する書類を携帯させ、初回訪問時又は、利用者若しくはその家族から求められた時は、これを提示する旨を指導する。

２　事業所は、看護職員及び介護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

ⅰ）採用時研修　採用後２ヶ月以内

ⅱ）継続研修　　年２回

３　事業者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

４　従業者であったものに業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

５　事業所は、看護職員及び介護職員等はその同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせない。

６　事業所は、介護予防サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から２年間保管する。

７　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は株式会社西部管材と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則　　この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。